

令和 4 年

第 3 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 4 年 5 月 24 日

閉 会 令和 4 年 5 月 24 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 令和3年度大津町一般会計補正予算の概要

令和4年第3回大津町議会臨時会会議録

令和4年第3回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和4年5月24日(火曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																											
欠席議員	4番 畠川 秀貢 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸																											
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																											
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 45%;">町 長 金田 英樹</td> <td style="width: 5%;">兼</td> <td style="width: 45%;">会計管理課 中井 雄一郎</td> </tr> <tr> <td>副町長 佐方 美紀</td> <td></td> <td>住民生活部長 村上 博文</td> </tr> <tr> <td>総務部長 藤本 聖二</td> <td></td> <td>総務部総務課主幹 吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長 木村 欣也</td> <td></td> <td>兼行政係長 兼法制執務係長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長 坂本 光成</td> <td></td> <td>総務部財政課財政係長 田邊 嵩博</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長 田上 克也</td> <td></td> <td>教 育 長 吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長 村山 龍一</td> <td></td> <td>併任工業用水道課長 教 育 部 長 羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 村山 博徳</td> <td></td> <td>選挙管理委員会書記長 教 育 部 次 長 百田 止水</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長 大塚 昌憲</td> <td></td> <td>農業委員会事務局長 梅田 博隆</td> </tr> </table>	町 長 金田 英樹	兼	会計管理課 中井 雄一郎	副町長 佐方 美紀		住民生活部長 村上 博文	総務部長 藤本 聖二		総務部総務課主幹 吉良 元子	住民生活部長 木村 欣也		兼行政係長 兼法制執務係長	健康福祉部長 坂本 光成		総務部財政課財政係長 田邊 嵩博	産業振興部長 田上 克也		教 育 長 吉良 智恵美	都市整備部長 村山 龍一		併任工業用水道課長 教 育 部 長 羽熊 幸治	総務部総務課長 村山 博徳		選挙管理委員会書記長 教 育 部 次 長 百田 止水	総務部財政課長 大塚 昌憲		農業委員会事務局長 梅田 博隆
町 長 金田 英樹	兼	会計管理課 中井 雄一郎																										
副町長 佐方 美紀		住民生活部長 村上 博文																										
総務部長 藤本 聖二		総務部総務課主幹 吉良 元子																										
住民生活部長 木村 欣也		兼行政係長 兼法制執務係長																										
健康福祉部長 坂本 光成		総務部財政課財政係長 田邊 嵩博																										
産業振興部長 田上 克也		教 育 長 吉良 智恵美																										
都市整備部長 村山 龍一		併任工業用水道課長 教 育 部 長 羽熊 幸治																										
総務部総務課長 村山 博徳		選挙管理委員会書記長 教 育 部 次 長 百田 止水																										
総務部財政課長 大塚 昌憲		農業委員会事務局長 梅田 博隆																										

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例等の一部を改正する条例)
承認第 2 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 3 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
承認第 4 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
承認第 5 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 3 号))
議案第 3 4 号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 5 号	令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号) について
議案第 3 6 号	令和 4 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
議案第 3 7 号	令和 4 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
議案第 3 8 号	令和 4 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
議案第 3 9 号	令和 4 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
議案第 4 0 号	令和 4 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号) について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 4 年 5 月 2 4 日 (火) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康
保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険
料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 3 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 3 号))
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 9 議案第 3 4 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 1 0 議案第 3 5 号 令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 1 議案第 3 6 号 令和 4 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 1 2 議案第 3 7 号 令和 4 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 日程第 1 3 議案第 3 8 号 令和 4 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 1 4 議案第 3 9 号 令和 4 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
について
- 日程第 1 5 議案第 4 0 号 令和 4 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)
について
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 1 0 分 開会
開議

○議 長（桐原則雄） 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、ただいまから、令和4年第3回大津町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

津田桂伸議員、並びに永田和彦議員、並びに西川秀貢議員より欠席の届出がっておりますので、御報告を申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（桐原則雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番大塚益雄議員、6番三宮美香議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議 長（桐原則雄） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第1号 から日程第8 承認第5号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（桐原則雄） 日程第4 承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）から日程第8 承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第13号））までの5件を一括して議題とします。

お諮りします。承認第1号から承認第5号までの5件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第5号までの5件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、おはようございます。今回の臨時会に提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについて、大津町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについて、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免を令和4年度も引き続き行うため、条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについて、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免を令和4年度も引き続き行うため、条例の一部を改正したものでございます。

承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和3年度大津町一般会計補正予算（第13号）につきましては、地方交付税及び、地方譲与税等の確定や、熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の事業額及び、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額の確定に伴う、各事業の財源の組替えの補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6千367万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、186億8千309万8千円としたものでございます。

以上、承認第1号から承認第4号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分をし、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

また、承認第5号の事案は、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

以上、御承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、所管部長より、詳細の説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） おはようございます。私からは承認第1号から承認第3号までについて御説明させていただきます。

まず、最初に承認第1号の天津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについてを御説明いたします。

議案集は1ページから9ページ、説明資料集は1ページから4ページ、説明資料集の5ページから25ページには新旧対照表を載せております。

議案集の1ページをお願いします。

地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより急施を要した天津町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

なお、今回の改正条例は2条で構成され、第1条で天津町税条例の一部改正を行い、第2条で天津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行い、附則で施行日が異なるものについての規定と従前の経過措置があるものについての整備を行っております。

説明資料集の1ページをお願いします。まずは、今回の主な改正内容について御説明いたします。固定資産税の土地の負担調整につきましては、新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢を考慮し景気回復に万全を期すため激変緩和の観点から令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行、評価額の5%を2.5%に緩和するものです。

ただし、住宅用地及び農地等につきましては、現行のと通りの5%となります。

続きまして、個人住民税の住宅ローン控除の見直しは、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった控除額を、所得税の課税総所得金額等の5%、かつ最高9万7千500円の控除限度額の範囲内で、個人住民税から控除するものです。

ただし、適用されるのは住宅を取得して、令和4年から令和7年までの間に居住された方になります。

以上が、主な改正内容になります。

続きまして、条ごとに説明させていただきます。

まずは、天津町税条例の一部改正になります。

なお、特に施行日の記載がないものは、令和4年4月1日施行になります。

最初に、第18条の4納税証明書の交付手数料につきましては、DV被害者等の場合、納税証明書に住所地が記載されることによって、生命・身体に危害が及ぶ恐れがある場合などにおいては、法第382条の4の規定により証明書に、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを、交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正になります。

施行日は、民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日となります。

第33条所得割の課税標準、第4項、第6項及びその下の第34条の9配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、第1項、第2項につきましては、上場株式等の配当所得等に係る課税においては、

確定申告による場合、所得税と個人住民税では異なる課税方式を選択可能とできたのを、総合課税又は分離課税のいずれかに一致させることに伴う規定の整備になります。

説明資料集は2ページになります。

第36条の2町民税の申告、第1項につきましては、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備になります。

第36条の3、第2項、第3項につきましては、法律改正にあわせた字・句の整備になります。

第36条の3の2、第1項につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものになります。

第36条の3の3、第1項につきましては、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者については、扶養親族申告書の提出義務の追加及び記載事項に配偶者の氏名を追加するものになります。

第73条の2固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び第73条の3固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料につきましては、先に説明しました納税証明書と同じく、DV被害者等の場合、法第382条の4の規定により固定資産課税台帳及び記載事項証明書に、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正になります。

説明資料集は3ページに移りまして、附則第7条の3の2、第1項につきましては、主な改正内で御説明しました住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しになります。

附則第10条の2法附則第15第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、公共下水道除害施設に係る課税標準の特例措置及び貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置、いわゆる「わがまち特例」の割合の改正及び新設になります。

附則第10条の3新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正になります。

附則第12条宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例は、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅5%を2.5%に半減する改正になります。

附則第16条の3上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、第2項につきましては、確定申告による課税方式の一致に伴い、申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用するものです。

附則第17条の2、第3項は、引用条項の削除に伴う規定の整備になります。

附則第20条の2第4項、及びその下の附則第20条の3、第4項、第6項につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等又は条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、確定申告による課税方式の一致に伴う、申告方式の選択に係る規定の整備になります。

附則第26条第1項、第2項につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴う

規定の整備になります。

続きましては、大津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についての説明になります。

説明資料集は4ページをお願いします。

令和3年改正条例の第1条のうち第36条の3の3の改正規定について、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備になります。

その他の改正としまして、法令等の改正に伴う条や項、号のズレ並びに用語及び法令名、種別、番号等所要の規定の整備を行っております。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

続きまして、承認第2号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについてを、御説明いたします。

議案集は、10ページから11ページ、説明資料集は26ページから27ページ、説明資料集の28ページから29ページには、新旧対照表を載せております。

まずは、議案集の10ページをお願いします。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことにより、急施を要した大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料集の26ページをお願いします。

今回の改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の改正になります。医療給付費分の課税限度額を現行の63万円から2万円引き上げて65万円とし、後期高齢者支援金等分の課税限度額を19万円から1万円引き上げて20万円、介護納付金分17万円は変更なく、これら3つを合わせた国民健康保険税全体の課税限度額を99万円から102万円に引き上げるものになります。

次に、条ごとの改正内容を記載しておりますが、本則は、ただいま説明しました限度額の改正、附則は引用字句の整備になります。

この条例の施行日は、令和4年4月1日になります。

説明資料集の27ページの適用区分は、令和4年度以降に令和3年度以前に遡って国民健康保険に加入された場合の条例の適用について説明したものになります。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

続きまして、承認第3号、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し、承認を求めることについてを御説明いたします。

議案集は、12ページから13ページ、説明資料集は30ページから31ページ、説明資料集の32ページには、新旧対照表を載せております。

まずは、議案集の12ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免を、

令和4年度も引き続き行うため、急施を要した新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとでございます。

説明資料集の30ページをお願いします。

改正内容は、保険税の減免を、令和3年度に引き続き、令和4年度も継続して行うために、課税年度を「令和3年度」から「令和4年度」、対象納期限を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を、「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改めております。

中段の米印のところで、令和4年4月以後に、令和3年度に遡って国民健康保険に加入された場合の保険税も減額の対象することとしています。

また、減額の対象者は、令和3年度と同じになっております。

説明資料集の31ページに移りまして、減免対象による国の財政支援措置につきましては、令和3年度と同じ基準で、保険税減額総額に対する市町村調整対象需要額の割合に応じ、特別調整交付金によって行われる予定です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おはようございます。私からは、承認第4号、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求めることについて、御説明させていただきます。

議案集は14ページ、説明資料集は33ページをお願いいたします。

今回の条例は、令和4年3月に、厚生労働省から出された通知によりまして、令和4年度における介護保険料の減免措置に対する「財政支援」の取扱いが示されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険料の減免を、令和3年度に引き続き、令和4年度も実施するために条例の一部を改正するもので、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分し、今回、議会の承認を求めるとでございます。

説明資料集の33ページをお願いします。

今回の主な改正内容は、保険料の減免を令和4年度も実施するために、条例第2条第1項におきまして、保険料減免の対象期間を、「令和4年度に課する当該年度分の保険料であって、令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの」と改めることとなります。

減免の対象者の要件等につきましては、従前より変更はあっておりません。

続いて、説明資料集の34ページをお願いいたします。

本減免措置による国の財政支援措置につきましては、記載のとおり、減免見込額の割合に応じて、3段階に定められておりまして、その割合は、昨年度と同率となっております。

なお、昨年度の減免実績につきましては、記載のとおりとなっております。

最後に、議案集の15ページをお願いいたします。

附則におきまして、本条例は令和4年4月1日から施行し、経過措置を設定しております。

以上で、承認第4号についての説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、おはようございます。承認第5号の令和3年度大津町一般会計補正予算（第13号）について御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せて別紙の補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億6千367万を追加し、予算の総額を186億8千309万8千円とするものです。

今回の補正は、地方交付税及び、地方譲与税の確定や、熊本地震に係る復興基金創意工夫事業及び、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の交付額の確定に伴う、各事業の財源の組替えになります。急施を要したために3月31日付で専決処分した予算を報告し、議会の承認を求めます。

それでは歳入から、御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2の地方譲与税から、14ページの款11地方交付税まで、いずれも交付額の確定に伴うものになります。地方交付税の6千920万4千円の増額は、特別交付税分の増額になります。

次に款15、項2国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額の確定に伴う増になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、関連事業に対して、充当をしております。なお、充当事業につきましては、町内保育施設等の感染対策消耗品購入に係る補助金や町内飲食店への時短要請協力金の負担金、小中学校におけるタブレット端末整備事業などがあり、別添の補正概要の4ページから5ページのほうに詳細は記載をしております。

予算書のその下、款15、項の3委託金は、令和2年度特別児童扶養手当事務委託金の交付額の確定に伴う増になります。

予算書15ページをお願いいたします。款16、項2県補助金は、情報収集等業務効率化支援事業費補助金の交付決定に伴う減になります。

その下の款19繰入金です。熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の事業費確定に伴い、熊本地震大津町復興基金より繰入れを行い、充当するものでございます。

なお、充当事業につきましては、災害用備蓄食料の購入、被災者見守り対策強化事業や復興イベント事業など別添の補正の概要の6ページに一覧表を記載をいたしております。補正後の総額で、2千16万8千円の繰入れとなっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

今回の歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金及び熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の確定に伴う財源の組替えになります。

16ページをお願いいたします。

款2、項1、目11地域づくり推進費につきましては、歳入で御説明いたしました熊本地震に係る復興基金の創意工夫事業それから新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の確定に伴う財源組替えになります。

款3、項1、目2障害者福祉費につきましては、歳入で御説明いたしました令和2年度特別児童扶養手当事務委託金の交付額の確定に伴う財源組替えになります。

続きまして、目11の熊本地震関係費につきましては、熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の事業費確定に伴う財源の組替えを行っております。

次に、項2、目7新型コロナウイルス感染症対策費、それからその次の款4、項1、目2予防費、そしてその次の目の4健康増進費、続きまして、目9の新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、それぞれ新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の確定に伴います財源の組替えを行っております。

18ページをお願いいたします。

項2、目1清掃総務費につきましては、熊本地震に係ります復興基金創意工夫事業の事業費の確定に伴います財源組替えとなっております。

次に、款6、項1、目1農業委員会費につきましては、歳入で御説明いたしました情報収集等業務効率化支援事業費補助金の交付額の確定に伴う財源の組替えになります。

続きまして、目の11新型コロナウイルス感染症対策費それから19ページにありまして款7、項1、目6新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、それぞれ新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の確定に伴う財源組替えになります。

次に、款8、項3、目6熊本地震関係費の財源組替えにつきましては、地盤改良補助事業に係る復興基金創意工夫分を充当したことによるものです。

款9、項1、目3消防施設費につきましては、熊本地震関係費の財源組替えにつきましては、防災行政無線の設置状況の調査事業に係る復興基金の創意工夫分を充当をいたしております。

続いて、目5災害対策費につきましては、熊本地震関係費の財源組替えということで、災害用備蓄食料購入それから防災設備事業に係るに対して復興基金創意工夫分を充当をいたしております。

20ページをお願いいたします。

款10、項1、目2事務局費、続いて、目3教育支援センター費、目4新型コロナウイルス感染症対策費、21ページにいきまして、項2、目1学校管理費、続いて項3、目1学校管理費、続きまして、項5、目9新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、それぞれ地方創生臨時交付金の確定に伴う財源の組替えになっております。

款13予備費で所要の財源を調整いたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 承認第5号の一般会計補正予算ですが、例えば19ページの消防費あるいは熊本地震関係費ということで財源の組替えが行われております。お聞きしたいのは、なぜこの令和3年度分の財源を復興基金創意工夫分に組み替える合理的な理由ですね。当初からこの創意工夫分を活用するのであれば、そういう財源にしておけばよかったですけど、ここにきてまるで復興基金、創意工夫分を使い道がないから財源に組み替えて一括して出してきたと、そういうふうに感じられますけど、予算の組み方としていかがなものかと思っておりますので、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 熊本地震に係ります創意工夫分の事業についての使い方についてのお尋ねだと思います。

今回消防施設関係について充てておりますけれども、これは庁舎が被災しまして、いろんな熊本県の防災無線であったりとか、いろんな防災無線については地震で被災したというようなことで移設を今回新庁舎のほうにしておりますけれども、当初一般財源あるいはいろんな財源あたりを起債も含めていろいろ考えておったんですけれども、当初では一般財源ということになるものですから、地震によって被災した防災無線関係、県防災も含めてそういったものの移設ということで今回地震に伴う影響ということで復興基金の創意工夫分ということで活用させていただいております。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私が聞きたいのは、なぜ当初から一般財源ではなくて復興基金を予算として計上しなかったのか。なぜ検討しなかったのかそこを聞きたいんです。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 当初の事業展開にあつては、いろんな財源を組み替えていくわけですが、それはおっしゃるようにそれは当初の段階では、当然十分検討すべきであったと思っております。ただ、結果といたしまして当初の段階ではやはり創意工夫分で熊本地震からの影響でどのような事業展開をするかというのが未確定でありましたので、今回の消防施設についてはまずは一般財源で抑えておいて、そして最終的な事業共生の中で地震からの関連事業ということで復興基金の事業の財源を充てたところでございます。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 熊本地震の復興基金の創意工夫分というのは、あくまでも被災をされた町民の皆さんに可能な限り直接支援をすると。それが本来の基金の眼目であると思うわけです。こういう予算の組替えをやるということは、正に行政の都合だけで、復興基金を少し関係があれば行政の本来やるべきところまでどんどん基金が目的外に使われてしまうということがありますので、本来そうであるならば、当初予算からきちんと説明をして理由をつけて予算を措置するべきである

と思います。もう答弁はいりませんので、このことを申し述べておきたいと思います。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうも承認第5号についてお尋ねをしたいと思います。

ページ数でいうと18ページですね。農業委員会の農業費の農業委員会費の中で財源の組替えで
国県支出金から一般財源のほうに変わっております。つまりこれは補助金が確定したとあるんです
が、これは農業委員さんが持つタブレットの整備というのが確か説明だったと思うんですけども、
これについてはもともとの財源ではその他のところに入ってたんじゃなかったかなというのが一つ
あるんですけども、そもそもこのタブレットの購入に関しては、全額を一般財源でないその他な
のか国の補助金かわかりませんが、からいただいてやるものだというふうな説明を聞いておりまし
た。なぜかという、そのタブレットどこから買いなさいということが指定されていたからなんで
すね。会社名は言わないほうがいいかな。ここから買いなさいというふうに指定がついていまし
た。それは国のほうで、ある程度ルールを決めて一括調達して何とかというような話でこういうやり方
をするからここから買って下さいよというものだったのが、この形になると一般財源から出して
いることになる。そうするとその調達の仕方が正しかったのかということをもう1回問い直さな
ければならなくなるんですけども、そこについて答弁をお願いします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） すいません、一部補助対象があった部分がございますので、その部分が
一般財源ということで組み替えたということで理解をしております。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 具体的にどういうことなのかをお尋ねしているんですけども。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） すいません、内容についてですけども、内容につきましては、タブレッ
トの1年間の補償料ということでその分が補助対象外ということで先ほど申し上げた内容になりま
す。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 承認第5号でお聞きします。

補正予算書の11ページで森林環境譲与税が95万円ほどマイナスになっております。補正予算
前はきちんとこれは額的にはされたと思いますけれども、大津町は町営森も多いし、いろんな意味
で補正をこんなに減額する必要はなかったんじゃないかと思うわけですよ。もうちょっとしっかり
とした部分で国民がお金を出して譲与税的な部分をやっているんで、こういう部分についてなぜこ
んなに95万円も減額をされたのについてちょっとお尋ねをします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 森林環境譲与税については、森林関係の事業に充当するということになっ

ております。これにつきましては、国のほうで算定をしまして譲与税が確定したということですので、ただ減額になった部分につきましては、当然我々の町の一般財源部分も補填しながら当初やるべき事業については展開しておるといような状況でございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） それでは、承認第3号、第4号について質疑いたします。

今、説明資料等見せていただいて、健康保険税の減免の特例及び介護保険料の減免の特例、これを延長するというので、それぞれの項目において各年度実績というのが出ておりますね。各年度実績の中では、令和3年度の実績は両方とも少なくなっています。コロナは引き続き続いているわけですが、前年度の所得というところに引っ張られているので、所得が減った人は減免申請を出せるのですが、令和2年から令和3年にかけて所得が低いままに抑えられている人は減免ができないのが、この申請実績に表れているのではないかとちょっと考えられるんですけども、その辺りの分析というのはどんなふうになっているのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 時松議員の質疑にお答えしたいと思います。

時松議員が言われるように、この制度は前年度より3割所得が減った方への軽減措置になっておまして、元年の所得から2年は減っても、3年でまた2年と同じような所得の場合には、適用にならないようになっております。そこで時松議員が言われるとおりの申請が減っているものであります。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 介護保険料につきましても国保税と同じようなことで前年度と比較というあくまでもそういう条件がございますので、そういう形になっております。また、併せて初年度2年度につきましては、今回の減免の期間というのが通常1年間なんですけれども、始まった期間のスタート時期が若干短かったものですから、その分も影響があるのかなと考えております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

今答弁の中でちょっとありましたけれども、前年度の収入が減った。次の次年度になって収入が戻らなかった方の申請が恐らく出なかったことも考えられるだろうという答弁だったと思うんですが、私が今考えたのは更に各事業者が、自分たちの経営努力によってコロナ禍に打ち勝つようにしっかりと収入を上げていっていると。上げていっているんだけれども、コロナ前の水準に戻ってない方もやはり苦しいわけなんです。努力を重ねて事業を展開をして、収支をコロナが始まる前の水準に何とか戻そうと努力をされているけれど、まだ足りないという事業者さんもたぶんいるんですよ。そういう人いるんですよ。だから、そういう人たちの例えば減免申請はできないとしても今後の課題として、そういった支援の枠組みというのはできないのか。あるいは予算の関係上ちょっと難しいということであっても、そういった検討を進めていくべきではないかと考えます。特にこの

国保のほうにはしっかりとそういう検討を重ねていただきたいと思いますので、住民生活部長に質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 国も町も事業者支援につきましては、別途やっているところですけど、国民健康保険につきましてもかなり厳しい事情がありますので、周辺自治体の意向や私どものそのほかいろいろな分で調査研究しながら考えていきたいと思います。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 承認第2号について、反対の立場から討論をいたします。

ただいま質疑等でもありましたが、コロナ禍がもう3年目に入りまして、今度の感染症で一番苦しんでおられるのは自営業者とりわけ中小、零細企業ですね。業者あるいは農業の関係の方、そういう方たちが大半を占めているのが国民健康保険制度加入者でありますから、この大変な状況が続いている、改善されない中において国民健康保険税の値上げをするというのは、こうした自営業者に対する配慮がされていないと言わざるを得ないと思います。独立採算会計だからしょうがないという見方もあるかもしれませんが、今回のコロナ感染症に鑑み、この時期に保険税の増税については容認できないとそういう立場から反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に承認第2号、専決処分を報告し、承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めることについて、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることについて、新型コロナウイルス感染症の影響による大津町介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

次に承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和3年度大津町一般会計補正予算（第13号））を採決します。この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時00分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第34号 から日程第15 議案第40号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（桐原則雄） 次に、日程第9、議案第34号、「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第40号、「令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）」の7件を一括して議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案第34号から議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号から議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） まず、提案いたしました全ての承認案件につきまして、御承認をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、議案第34号から議案第40号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第34号「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、一般職の職員の給与を改定することに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第34号の案件につきましては、条例の一部改正でございますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第35号「令和4年度大津町一般会計補正予算（第1号）について」でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告による、一般職職員の給与改定に準じ、特別職、議会議員及び会計年度任用職員の給与改定に伴う人件費、及び新型コロナウイルスワクチン接種等に係る補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千736万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、148億1千398万6千円とするものでございます。

次に、議案第36号「令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、同じく人件費の補正で、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、29億7千796万6千円とするものでございます。

次に、議案第37号「令和4年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、同じく人件費の補正で、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、27億5千258万1千円とするものでございます。

次に、議案第38号「令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」でこ

ございますが、同じく人件費の補正で、支出58万6千円を減額補正するものでございます。

次に、議案第39号「令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」でございまして、同じく人件費の補正で、収入支出それぞれ57万5千円を減額補正するものでございます。

次に、議案第40号「令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について」でございまして、同じく人件費の補正で、収入支出それぞれ24万3千円を減額補正するものでございます。

議案第35号から議案第40号までの、6議案につきましては、「令和4年度、一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算について」ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 私のほうから議案第34号と35号について説明をいたします。

議案第34号の大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は、17ページから19ページ、説明資料集は36ページから39ページになります。

説明資料集の36ページをお願いいたします。

今回、臨時議会に提案いたしました条例の一部改正につきましては、令和3年に、人事院及び熊本県の人事委員会が、給与改定の勧告を行ったことに伴いまして、大津町の一般職の職員についても、その勧告に準じて、大津町の職員の給与改定を実施するために、条例の一部改正を行うものです。

例年であれば、政府は人事院勧告を受けまして一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を11月に国会に提出し、期末手当の支給基準日であります12月1日より前に改正施行いたしますけれども、令和3年度の給与法の改正につきましては、令和4年2月に国会に改正案が提出され、本来であれば12月に行われる予定でいた国家公務員の期末手当の引下げに係る相当額は、令和4年6月の期末手当で調整するということになっております。

それでは、今回の勧告の主な概要から説明をいたします。

人事院の勧告は、職員の給与と、公務に類似する業務に従事する民間企業の従業員の給与との比較を行うために、企業規模が50人以上で、かつ、事業所規模が50人以上の約1万1千800の民間事業所を対象に給与実態調査を行い、令和3年の4月分の給与と、特別給については令和2年8月から令和3年7月までの1年間の比較がなされ、給与については国家公務員と民間の約45万人分の給与を比較し、また、期末・勤勉手当については民間の過去1年間の支給実績を把握した上で得られた格差を解消するために、給与と特別給について、それぞれ勧告等が実施されております。

勧告の内容につきましては、令和3年の給与改定として、月例給については、民間給与を19円

下回っておりまして、その較差は極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わないこととされております。

期末・勤勉手当につきましては、国家公務員の期末・勤勉手当が民間を0.13月上回っており、その均衡を図るために、期末手当について0.15月分引下げを行うよう勧告をされております。

説明資料集の37ページをお願いいたします。

熊本県人事委員会の勧告は、職員給与と、公務と類似する業務に従事する県内の民間企業従業員の給与との比較を行うために、企業規模が50人以上で、かつ、事業所規模が50人以上の民間事業所588事業所から無作為に抽出した197の事業所を対象に給与実態調査が行われまして、令和3年4月分給与と、令和2年8月から令和3年7月までの期末勤勉手当等についての比較がなされ、給与については県職員と民間の175事業所の4月分の給与を比較し、またボーナスについては、民間175事業所の令和2年8月から1年間の支給実績を把握した上で得られた格差を解消するために、それぞれ勧告が実施されております。

今回の勧告の内容につきましては、令和3年の給与改定としまして、月例給については、県職員給与が民間給与を33円上回っているものの、その較差は0.01%と極めて小さく、ほぼ均衡していることから、月例給の改定を行わないこととされております。

一方ボーナスにつきましては、職員のボーナスが民間を0.14月上回っており、民間の支給割合との均衡を図るために、期末手当について0.15月分引下げを行うよう勧告をされております。続きまして、町の給与改定の内容につきまして御説明をいたします。

月例給につきましては、人事院及び熊本県人事委員会の勧告ともに、民間給与と職員給与の較差が極めて小さいことから月例給の改定がないため、国県に準じて、月例給の改定を行わないこととしています。

またボーナスについては、民間の支給割合に合うように、国、県に準じまして、一般職員の6月それから12月の期末手当をそれぞれ0.075月分トータル1年間で0.15月分を引き下げる内容としております。

説明資料集の38ページをお願いいたします。

再任用職員は、給与法の一部改正に伴いまして、6月及び12月期の期末手当をそれぞれ0.05月分、1年で0.1月分引き下げる内容としております。

また、技能労務職員の支給月数についても、一般職員に準じて引き下げる内容としております。

続きまして、一般職員の期末・勤勉手当の改定により引下げとなる他の期末手当についてですけれども、議会の議員それから町長等の特別職については、期末手当のみの支給になりますので、条例の規定のとおり、一般職員に準じ、令和4年度においては、6月期、12月期の期末手当をそれぞれ1.2月とし、年間支給月数を0.15月分引下げ2.4月としております。

あわせて、会計年度任用職員につきましても、同様に、令和4年度においては、6月期、12月期の期末手当をそれぞれ1.2月とし、年間支給月数を0.15月分引き下げ、2.4月としております。

今回の支給月数改定に伴う期末・勤勉手当の影響額ですけれども、一般職員が総額906万5千円、再任用職員は、39万6千円、会計年度任用職員が、401万3千円それぞれ減額となります。

また、議会議員が、総額約71万4千円、町長特別職が、合計で32万4千円それぞれ減額となっております。

今回の条例改正では、本来であれば、昨年12月に行われる予定だった令和3年の人事院勧告を受けた期末手当の引下げの相当額を、令和4年6月の期末手当で調整することとされておりますので、改正条例の附則に特例措置を規定をいたしております。

条例改正文について御説明いたします。

説明資料集の40ページをお願いいたします。

新旧対照表により御説明いたします。

第18条第2項の改正は、再任用職員以外の職員に対して支給する期末手当の支給月数を、「100分の127.5」のから「100分の120」に改めるものになります。

同じく第3項の改正は、再任用職員に対する第2項の規定の適用について、改正後の「100分の120」を「100分の67.5」と読み替えるものになります。

議案集の18ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行することとし、第2条で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定し、令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、各号に掲げる職員の区分ごと割合を乗じて得た調整額を減じた額としております。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第35号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、先の議案第34号で御説明いたしました、人事院勧告に伴います期末勤勉手当についての減額補正、及び4回目の新型コロナワクチン接種に係るものになります。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ、2千736万1千円を追加し、予算の総額を148億1千398万6千円とするものです。

先に、給与費明細書により歳出から説明をさせていただきます。

25ページをお願いいたします。

特別職19名分の期末手当でございまして、総額207万6千円を減額補正するものになります。続いて26ページをお願いいたします。

一般会計の職員219名分と会計年度職員223名分の補正でございまして、総額2千305万7千円を減額補正するものです。

内訳といたしましては、一般会計職員分の期末勤勉手当を1千937万3千円、会計年度職員分の期末手当を368万4千円、それぞれ減額するものになります。

戻りまして、申し訳ないのですが11ページをお願いいたします。

予算書11ページですけれども款2、項1、目12諸費、節25寄附金のウクライナ避難民支援に関する義援金は、2か月余り続いております、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴います避難民への人道支援を目的に、熊本県の町村会を通じてウクライナの大使館へ義援金を贈るものとなります。

16ページをお願いいたします。

款4、項1、目9新型コロナウイルス感染症対策費、節10需用費は、接種券の印刷製本費になります。

続いて、節11役務費につきましては、接種券の郵便代関係の手数料関係になります。

続きまして、節12委託料につきましては、予防接種の委託それから健康管理システム改修に伴うものになります。

17ページをお願いいたします。

款6、項1、目9農業集落排水費、節18補助金の農業集落排水事業補助金は、職員1名分の期末勤勉手当減額分になります。

19ページをお願いいたします。

款8、項3、目3下水道費の節18補助金の公共下水道事業補助金は、公共下水道事業会計職員5名分の期末勤勉手当減額分になります。

24ページをお願いいたします。

款13、項1、目1予備費で所要の財源調整をいたしております。

続きまして、歳入を御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

10ページですけれども、款15、項1、目2衛生費国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、4回目のワクチン接種費用に係る増になります。

続いて、項2、目2衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金で、今回の接種準備費用に係る増になります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 私からは議案第36号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の期末手当の減額でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7千796万6千円とするものです。

歳出について御説明をいたします。予算書の8ページをお願いいたします。

款6、項1、目1特定健康診査等事業費、節3職員手当等の3万1千円の減額は、人事院勧告に

伴う会計年度任用職員2名分の期末手当でございます。

款10、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

続いて、予算書の9ページ、給与費明細書をお願いいたします。一般職・会計年度任用職員の表でございますが、会計年度任用職員の職員手当、期末手当を、3万1千円減額するものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第37号、令和4年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の期末手当の減額に関するものでございます。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億5千258万1千円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節3職員手当等の1万5千円の減額、また、款1、項3、目2認定調査等費、節3職員手当等の1万9千円の減額、款3、項1、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節3職員手当等の2万4千円の減額、それから9ページをお願いします。

款3、項3、目1包括的支援事業費、節3職員手当等の3万7千円の減額は、いずれも人事院勧告に伴う会計年度任用職員の期末手当の減額になります。

款6、項1、目1予備費で、今回の減額の財源調整を行っております。

予算書の10ページ、給与費明細書をお願いします。

今回の補正では、会計年度任用職員の期末手当を12人分、合計19万5千円減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） こんにちは。私のほうからは、議案第38号から議案第45号までを御説明いたします。

まず、別冊になりますが議案第38号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第1項営業費用は、人事院勧告に伴い人件費分を減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、人事院勧告に伴い人件費分を減額するものです。

説明書により、詳細を御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

収益的支出、款1、項1、目3総係費は人事院勧告に伴い人件費分を補正するため、58万6千円を減額するものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、別冊の議案第39号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額については、収入の第1項営業収益と第2項営業外収益は、人事院勧告に伴い人件費分を減額し、支出の第1項営業費用は、同様に人件費分を減額するものです。

第3条で予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、予算書の2ページをお願いいたします。

収入の第3項補助金は、人事院勧告に伴い人件費分を減額し、支出の第1項建設改良費は、同様に人件費分を減額するものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、人事院勧告に伴い人件費分を減額するものです。

第5条、他会計からの補助金の支出は、人事院勧告に伴い人件費分を補正するため、当初予算書第10条中の数値を改めるものでございます。

予算書により、詳細を御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項1、目1下水道使用料を収入見込みに伴い1万6千円減額し、款1、項2、目2補助金を55万9千円減額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費は、人事院勧告に伴い人件費分を57万5千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。

資本的収入、款1、項3、目2他会計補助金は人事院勧告に伴い人件費分を補正するための23万3千円減額し、資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、人事院勧告に伴い人件費分を23万3千円減額するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、別冊の議案第40号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項営業外収益は、人事院勧告に伴い人件費分を減額し、支出の第1項営業費用は、同様に人件費分を減額するものです。

予算書の2ページをお願いいたします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、人事院勧告に伴い人件費分を減額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正は、人事院勧告に伴い人件費分を補正するため、当初予算書第8条中の数値を改めるものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

収益的収入、人事院勧告に伴い人件費分を補正するため、款1、項2、目2補助金を24万3千円減額し、収益的支出、款1、項1、目4総係費は、同様に24万3千円を減額するものです。

以上でございます。よろしく御願いいたします。

○議長（桐原則雄） 以上で、提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） では議案第35号、大津町一般会計補正予算について質疑をいたします。

予算書の11ページですね。款2、項1諸費、目12で現していますウクライナ避難民支援に係る義援金についてお尋ねいたします。大津町議会でも3月要するにロシアの侵略行為に対して要するに全会一致で非難決議を行ったところであります。この50万円、出捐をしてウクライナの避難民救済措置、これを町村会を合わせてこれを実施しようとするところでありますので、ぜひこの視線の根拠とあとは町長の非核平和都市宣言を表明している大津町の町長としてどのような見解をお持ちなのかについて質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今回のウクライナの避難民の支援ということで、50万円補正予算をあげさせていただいております。今回の件につきましては、3月の一般質問でいろいろと御議論をいただいて、そしてまた議会のほうでもいろいろと決議をいただいたところです。今回の件につきましては、県の町村会を通じて我々のほうに情報が来ております。県の町村会の中で、4月の25日に評議委員会を開かれておまして、その評議委員会の中で何らかの支援をする必要があるんじゃないかというようなことの御意見があつて、それならば人道的支援を目的とした義援金ということで在日のウクライナの大使館に送ろうということで、県の町村会の中でそういった動きがなされております。そして具体的に6月の1日か2日の日に直接持っていかれると聞いておりますけれども、金額の設定につきましては、約2千万円というようなことで目標設定をされておまして、その中で500万円が県の町村会のほうから出されると。残りの1千500万円を31町村がありますので、50万円ほど単純に割れば約1千500万円ですので、合わせて2千万円になるんじゃないかなということで御意見をいただいております。その中で今回そういった町村会の動きがあるもんですから、また前段では2月の24日の日にロシアがウクライナへの軍事侵攻を行ったときに、町村会を含む知事会であるとか市長会ですとか地方6団体が共同声明を発表して、断固反対するということがそういったこともされております。それを踏まえた中で今回の町村会の動きであろうかと

思います。それを踏まえて近隣自治体ともいろいろ協議をしまして、また庁内の中でもいろいろ議論をして今回50万円ということをお願いしたところです。当然町としても非核宣言平和都市宣言もすでにやっております、そういった取組も今後やっていくということで、さきの議会の一般質問あたりでも御答弁申し上げておりますので、そういった形で進めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の質疑にお答えいたします。

まず現在ウクライナで起こっている状況につきましては、罪のない多くの一般市民の方々が戦渦に巻き込まれ非常に悲しく思うとともに、憤りを感じておるところでございます。この点に関しましてロシア側は否定をしておりますけれども、国連憲章にも明確に違反するものであると思っております。その点を踏まえまして、今後世界平和ひいては日本平和を守るためにも、このことに関しては先ほど6団体の声明文のお話もありました。また今回ロシアのほうは核を使用する示唆するような言葉もある中で非核宣言都市としても会長名で抗議文を差し出しているところがございます。

また一方で我々が心を寄せないといけないのは、やはりウクライナ市民の方々の現状というところであると思っております。その中でこのたび、町のほうでも募金箱を設置しておりますけれども、住民の方に広く呼びかけながら、国レベル、町レベルだけではなく、一人一人のレベルで抗議の気持ち、あるいは心寄せる気持ちを醸成する中で国際平和、町の平和、あるいは住民の協働というところにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 私も議案第35号、令和4年度一般会計補正予算について質疑いたします。

先ほどのウクライナの50万円の義援金についてですけど、先ほど全協で50万円以上払っている自治体もあると。大津町の自治体の規模からすると50万円が妥当だったのか。例えば1千人前後の自治体もある中でそういうところ均衡でいいのか。その辺の議論はなかったのかと。

あと1点、説明資料の7ページですね、4回目接種分の健康管理システム改修委託118万8千円についてですけど、3回目のときも190万円ぐらいのシステム改修の予算が組まれていてどういった変更があったのか、今後5回目、6回目と続けてワクチン接種するたびにこういったシステム改修をしなければいけないのかの2点お尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） ウクライナへの支援の50万円の金額の妥当性のお尋ねだと思います。

あの2千万円の中の目標金額の中でそういった設定がされておまして、現実には31町村ございますけれども、ほぼ9割の自治体が50万円という設定でされております。ただ一方では、自治体の規模からもございますので、10万円程度ということで1割の自治体がそういった取組をされているというふうの実態として今の時点で聞いております。

○議 長（桐原則雄） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 田代議員の質疑にお答えさせていただきます。

システム改修に係る御質疑だったと思います。今回のシステム改修4回目ということで、今回対象者のほうが高齢の方と、基礎疾患のある方ということで、対象のほうが今までの2回目、3回目とは接種の目的も違いますけれども、重症化の防止というのが目的になりますので、そういった対象者の設定になっております。その中で今回改修業務としましては、ワクチン接種の抽出処理、あるいは接種券の発行、予診票、通知票の設定などがございますけれども、こちらのシステムのほうが国のシステムと連携をしております、その関係もございましてそういった連携の対応についてもシステムを改修が必要になってくるということで町の持つております総合行政システムの中での健康管理業務の中で行っておりますけれども、そういった形で国のシステム連携あたりの部分もふくめるとどうしても改修が必要になるということで今回計上させていただいております。

今後のことについてですけれども、今申しあげましたように対象者がやはり3回目、4回目ができるかまだ国から示されておられませんけれども、やはり対象者の枠でありますとか、そういった形で国のシステムあたりと連携を考えますと、また改修の費用がかかってくる可能性はございます。以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 第34号議案に対して、質疑いたします。

今回の人事院勧告によりこのマイナス改定ということになりました。やっぱり職員の中で給与の引下げに対する不満というのは高まっていないのかなと思ってですね。このコロナ禍で業務全体が過密になっておりますし、休日には自分の仕事の範疇を超えた地域活性化などに取組職員もたくさんいると思います。そんな中で職員のモチベーションが下がるのではないかと心配しておるところでございます。今後TSMCの進出により菊池郡市では人材争奪戦が起こる可能性が高いのじゃないかと思っております。そんな中で優秀な人材が離職するようなことが起こっては本町の損失になるのではないかと考えております。それと、地方公務員の団体種別20代以下離職率の推移でですね、町村は3.8%ですね。市や県などと比べて非常に離職率が高くなっております。だから、やはり今後この公務員としての意欲の最大化に逆行するようなマイナス改定は非常に問題があると思いますが、その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今回のボーナスの引下げに伴う御意見だと思います。仕事に対するモチベーションがそれで下がるかというような御意見もあるかと思いますがけれども、実は今回の引下げに伴いまして職員組合とも十分協議をしております。その中でやはり今の社会情勢の中で国、そして県の人事院勧告もやはり0.15ボーナスをカットするという事情でそういった勧告もしておりますので、そういった勧告の中で町もこれまで同調してきましたので、今回も引下げをしたいということで組合のほうに協議をしまして組合のほうでも大方了承をいただいております。状況でございます。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 今後、どう考えてもコロナ禍それにウクライナ紛争と続いていって、不景気が続いた場合ですよ、また今後も人事院勧告で引下げなんかあった場合は本当にモチベーションが下がるし離職率も上がってくるんじゃないかと思います。今後そのまんま言われたとおりに人事院勧告を受け入れていくのか。これが続いていくと本当に離職とか増えていくと思いますけど、その点について再度お伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 我々の給与の水準がどれくらいでいいのかというのは、なかなか町内の企業さんとも調整する中で、実態としてつかめてないところもあります。そういう中で我々の給料がどれくらいが妥当かというのはやはり国、あるいは県の人事院勧告に沿うことが一番より近い数字になるのかなということでこれまでも進めてきたところです。合わせまして今回もそういった形で引き続き国、県の勧告に伴って町でも開催をしていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 議案第34号について質疑をいたします。

今回は一般職員と任期付職員と給与の引下げが若干違っていますが、とりわけ私が問題視するのは再任用職員ですね。ほぼ正職員を上回る人数が再任用職員として雇用されているわけです。給与表を見ますと200万円いかない方がほとんどのようであります。正職員の給与引下げも問題だと思いますけど、再任用職員そもそも200万円いかない少ない賃金の中で同じようにボーナスをカットすると。それがどうも理解し難い。再任用職員については、もともと給料が安いんですからせめて据え置くとか、そういう措置がなぜとられなかったのか。全く検討に値されなかったのかお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 会計年度任用職員のお話だと思います。会計年度任用職員については確かに職員と同様の今数があります。今回の会計年度任用職員についてのボーナスカットをどうするかということについては、規定上は職員に準ずるという形を取っておりますので、職員に準ずるということはあくまでも国県の勧告に基づいた条例改正ですので、それに伴った形での会計年度任用職員の引下げということで理解をしているところです。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 議案第34号は、条例を改正するものですから、会計年度任用職員その人たちを減額の対象から外すという条例改正も可能であるかと思いますが、まずそれが可能かどうか。条例がそうになっていたから減額したというのではなくて、会計年度任用職員についてはボーナスは据え置くことが対象として全く話し合わなかったのかということ再度お聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今回の改正につきましては、職員のみならず会計年度任用職員、そして再任用職員いろいろ職種がございます。その中でどうするかということについては議論をしております。おっしゃいますように今の中では条例で職員に準ずるということで条例に規定しておりますので、それについては変えることは可能です。ただし今回の全体的な職員の給与体系をどうするかということでは、職員そして会計年度任用職員、再任用職員共に人事院勧告を伴ってそれで合わせていこうということ考えているところです。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 一般職員については労働組合が一応機能はしておると思いますけども、会計年度任用職員についてはこうした労働組合に準ずるような権限はないと思いますけど、いかがでしょう。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） おっしゃいますように労働組合については一般職員を中心として組合活動がされております。ただ今回の条例改正につきましては、こういった改正についてはそれぞれ会計年度任用職員のほうにも所属長を通じてその趣旨説明をしっかりとやっていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） たくさんありますので、順番に言っていきたいと思います。

まず先ほどから出てます給与の条例に関してなんですけれども、今会計年度任用職員についても丁寧に説明をしていきたいとおっしゃったんですが、これに関しては私が以前、会計年度任用職員さんはこうした条例の変更によって手当が変わってくるということを理解していないかもしれないので、事前に十分に説明してくださいねとお願いをしたと思うんですけれども、それがなされていなかったということでしょうかというのがまず1点、それからこれによって本来が会計年度をまたがる費用のやりくりが起ってしまったわけですね。実際には、令和3年度に減額されるべきものが法律がそうなったとはいえ令和4年度で動くことになりましたと。これについては言い方を変えれば3月の定例会でこの条例を通してるところがあります。そうした場合にはそれがもし可能であれば4月1日に法律が通りました。法律が通った場合にはこの条例がいきますよという改正の仕方をおけば、年度をまたがらずに令和3年度の補正で処理することができたんじゃないのかなと考えるわけです。そういったやり方ができなかったのかなというところがもう一つ、新入職員ですね、6月1日時点で在席していたあるいは12月1日在席していたというのが基準になるわけなんですけれども、この基準日、令和3年度であるとする令和4年度にどうやって影響させるのかということについての処理をどうするのかということをお尋ねをしたいと思います。それがまずこの条例関係ですねについてが細かく3点お尋ねしました。

もう一つが先ほどから話に上がっております、このウクライナの義援金の関係なんですけど、先ほ

ど全協のほうでもお尋ねしましたようにこれってどうやって決まっていったのかということをお尋ねしたわけです。そうすると4月の25日の町村会の評議委員会で決まりましたということです。4月の24日ということは、ウクライナの戦争という言葉ですね、が長期化するということはよまれていたりして、その中でなぜこんなに大慌てで議会をいわゆる定例会を経ずに、大津町ではたまたまこの臨時会がありましたので今回出ておりますけれども、多くの町村ではこの臨時会というタイミングがなかったのではないかなと思います。そうした中でこれは議会を通さずに専決か何かわかりませんが、そうしたやり方で町村としては50万円なりの寄附金を出してくださいと町村会が言ってきた。それも通知文だったということで、そうしたことにどうしても納得ができないわけですね。本来こうした手続は、こういったことをやろうとするのであれば、議会としてきちんと議論をした上でOKを出したいというのが望みであります。なぜそういったやり方ができない予算の形となっているのかということがあります。そして更に言いますと本来であれば、こうした人道支援の義援金だと思いますけれども、人道支援の義援金というのは町民一人一人の自発的なものも寄り添ってという話もさっき町長のほうからありましたけれども、今こういった義援金を送ろうと思ったらスマホでピピとできるんですよ。何もこんな面倒なことをしなくても、それよりも本当にウクライナの人たちに大津町民として寄り添いましょうというのであれば、そうした募金を呼びかけるということが町としてやるべきことではないかなと。何も本来町民の福祉に役立てるべき50万円というものをここに支出する必要がないのではないかなと思うわけです。そういった立場からどのような検討経緯でそして50万円を出す根拠について、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） それでは、給与関係について大きく3点あったかなと思います。会計年度任用職員さんについて今後説明するというのは、当然採用にあたりまして年度当初でそれぞれ会計年度任用職員さん集めて服務関係いろんなことについての事前説明を十分やっております。今回改めて通知をするといったのは、今回の改正によりましてボーナスが一部カットされますよ。期末手当が減額されます。その通知を所属長を通じてやりたいということです。当然毎年度雇用するにあたってはそれぞれ会計年度任用職員さんを集めましていろんな説明あたりを十分やっておると認識をいたしております。

それから2点目が条例の出すタイミングのお話だと思います。当然いろいろな自治体で条例改正やっておりますし国が改正するのを見計らってやるところもありますし、あるいは国が改正するであろうという前提で条例改正をするというようなことです。我々としてはこれまでも国の法改正ができた時点で改めて町のほうであげるということで、やっておりますし今回も同様な形をしています。また国のほうからもそういったどちらのほうがいいのかということについてはやはり国が法を改正した段階で条例を出すほうが望ましいというような御意見もいただいておりますので、それに基づいて手続を進めたところでございます。

それから3点目は、新規採用職員の方については、当然継続して雇用されている方については1

2月分で本来引くべきだったものを今回調整として6月で引きますよということですので、新規の方で採用された分については調整で引くということはありませんけれども、ただ新たな減額された期末手当をもって支給するという形になろうかと思います。

それと最後のウクライナの件なんですけれどもこれも50万円を出すのに対していろんな議論をしたんじゃないかなど。確かにおっしゃいますように短い期間の中で意思決定をしなければいけないということで私どもとしましては、通知が来てそれぞれ町村会の取組ということですから、合わせましてやりたいということで今回臨時でうちの町は出しました。ただよその自治体についてはそれぞれ執行部と議会のほうで十分相談をされて、そういう形でどういった形をされるかというのはそれぞれの自治体の中で判断されて、議会と十分相談しながらされていると理解はしているところでございます。

それと合わせまして当然こういった募金については、個人的な意思もあるのでということなので、我々も今月募金をするということで今庁内のロビーのほうに募金箱を設置しておりまして、個人でされる方については個人でやっていただいて、それを日赤を通じてお渡しをしていくということで考えておるところです。

一方で、この公金支出についてはやはり地方自治法の公益性ということの観点も含めて我々も議論をさせていただきました。公益性に照らしてどうかということの判断もした中で、いろんな法的な専門家のところにも委託している見解も聞きましたけれどもその公益性からして出さないあるいは出すというところの判断はなかなか公益性の一定の基準がないものですから、町として公益性があるものとして判断をして出すということであれば、それはそれとしていいんじゃないかというコメントをいただいているところでございます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 一応今答弁をいただきまして、まず条例関係のところは今お答えいただいた内容で少しうんと思うところもありますけれども、そこで終わらせたいと思います。

ウクライナの話なんですけれども、ウクライナ大使館に義援金を送ることが決定されましたとあるわけですね。通常私たちの身の回りにウクライナに対する義援金、支援をしようと思った場合には、例えばユニセフであったり、UNHCRですかね難民高等弁務官事務所とかレッドクロス、赤十字であったり、民間では国境なき医師団とかですねいろんな選択肢があるわけですね。それぞれの団体というのはそれぞれの目的を持っているわけですね。町民としては自分の望む目的ふらさと納税と一緒にですね、自分の望む目的に対して寄附をしたいという思いで寄附をすることが可能なんです。先ほど言いましたようにスマホを使ったり、クレジットカード決済とか様々な方法でできるようになっていると。その中でなぜあえてこのようなやり方をするのかなと思うわけですね。もう一つ言うと先ほどの団体に寄附した場合には税控除も受けられるんですね。所得税の控除です。そうした便利な設備があるわけですから、そちらのほうをぜひやりましょうと呼びかけていくということも考えられたんじゃないかなど。募金箱をおきますと言われましたけど募金箱なんて役場じゃなくたってコンビニにも幾らでもあるわけなんですね。そうしたその取組についてもう少し積極的に

やっ払いこうというお考えはなかつたのかということについてお尋ねをしたいと思ひます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 在日大使館の話もございましたけれども、外務省のホームページあたりを見ますと在日のウクライナ大使館宛てへの寄附、あるいは日赤への寄附という形でいろんな形で寄附をされておりますので、今回は町村会の中ではこの中からウクライナ大使館のほうを選んでそちらのほうに人道支援をお願いするという形をとられておるかと思ひます。

ただ一方では、住民の方については先ほど申し上げました募金の話もございましたけれども、できるだけもう少し早い段階で町民に対していろいろと募集をかけて町民の方の意思を確認をして募金していただける方はしていただくような環境整備は当然必要であったかなと思ひております。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 最後にお尋ねしますけれども、町として今回の町村会のやり方という言葉が汚いですね、の手續の進め方に関してこれは今後も同じような場合もあるかもしれないですね。その際に容認していくのかということについてお尋ねをしたいと思ひます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の再々質疑にお答えします。

様々な世界情勢がある中、あるいは県の中でも様々な動きがある中、町村会のほうでも場合によっては早急な意思決定が求められることもあると思ひてます。その中で評議委員の皆様の中でいろんな意思決定をするわけですが、大津町としましてもそういったところもなるべく早い情報提供を求めるとともに、結果次第ではどうなるかは別の話として意見が検討されるように働きかけはしていきたいと思ひております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 議案第34号について反対の立場から討論を行います。

公務員の給料について確かに人事院の勧告に従わざるを得ないというところも現実としてあることは承知しております。ですから給料を上げるときには人事院勧告にしたがうべきだと思いますが、今回のボーナスカットについてとりわけ会計年度任用職員を一般職員と同列に扱ってボーナスをカットして本当にいいのかということです。先ほど申し上げましたが、会計年度任用職員のお一人あたりの年間の収入は200万円以下がほとんどの方であります。そういう方に対してもボーナスをカットするということはどうしても認めにくいと思うわけです。我が国は先進国と言われておりますが賃金が上がらない。むしろ賃金が目減りをしている国と言われております。そしてこのコロナ禍の中でいわゆる非正規労働者の暮らしはかつてないほど深刻な状況になって物価もどんどん

今スーパーに行ったら5袋で幾らしますか。恐らく1.5倍ぐらいになっているんじゃないでしょうか。しかし公務員の給料は1.5倍になったというのは聞いたことはないです。ですから、公務員の質というのも当然議論をしなければいけない。給料というのも議論をしなければいけないところですが、基礎的な俸給についての議論なくして例えば身分ですね、任用されている採用区分に応じて特別な配慮を図るということはちょっと考えにくいのかなと思います。係る観点から34号議案については賛成の立場を表明いたします。

議員各位の賛同を求めます。

○議長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、議案第34号について反対の立場から討議したいと思います。

今おっしゃることも一理あると思います。でも、今回0.15下げました。今本当に新型コロナウイルスによるコロナ危機の影響で、職員は本当にストレスの中で私は仕事をしていると思っていますね。こういうのは医療関係とか公衆衛生に関わる職員であれば、本当に悲鳴が上がっているんじゃないかなと私は思っております。公務労働者一律に削減することは到底私としては認めることはできないんじゃないかなと思っております。それに民間の給料に影響するんですよ。公務員が給料が下がった、ボーナスが下がった。だからうちが上がるわけがないだろう。公務員でさえ給料が下がっているんだよ。ボーナスが下がっているんだよと言われたら言えないでしょ。だから契機に悪影響を及ぼすのが公務員のマイナス改定だと私は思っております。永田委員長がよく言われる、今日本はスタグフレーション。要はコストプッシュ型のインフレですよ。悪性のインフレ。こんな状況で給与なんかを下げる方向にマインドが向いてしまうと、今後またウクライナ戦争も長期化する可能性もあるし、原材料が入ってこないなら物価高騰はますます上がるんですよ。こんな中に何も手を打たなければ、大津町の小規模事業者に重大な致命的な打撃を与えることになると思っております。なぜかという国鉄時代からJRが変わるときに大幅なリストラが行われました。駅前の食堂がいっぱいそれまであったんですよ。ほとんど食堂潰れています。これは公務員の給料を下げるだけの問題じゃない。公務員の給料を下げる。消費マインドが落ちる。その影響で地域の経済が落ちていくわけですよ。だからこそ、こういうマイナス改定は地域の活性化の負の遺産となりかねない。そういう観点からもありますし、先ほども言ったように人材確保の問題でありますとか、そういうこともありますので、今回の条例の一部改正に対する条例について反対したいと思います。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私は先ほどからの一般会計の補正予算のウクライナ避難民に関しての反対の討論を行いたいと思います。

先ほど質疑の中でも申し上げましたけれども、基本的にこうした義援金というのは個人の意志に

基づいて支出されるというか、寄附されるべきものだという考え方が原則にあります。その個人は自分の目的に応じた寄附先というものを選ぶこともできますし、税控除というようなメリットもあるわけですね。そうしたメリットがある中で、なぜあえて町としてウクライナの大使館に送ったらこれ人道支援に使われると限らないですよ。もしかしたら私たちからすると望ましくないようなところにお金は流れるかもしれない。そうしたことを考えた場合に、やはりきちんと目的のはっきりした個人の募金を促すべきだと。もちろんウクライナに対して支援をすること。これも非常に大事なことだと思っています。それは否定するつもりは全くないんですけども、このやり方でよかったのかというところで反対をしたいと思います。

そしてもう1点が町村会の物事の進め方ですね。全協のほうの資料にありますスケジュール、贈呈の手続と言いますと、4月の25日に決定して5月の26日には町村会に振り込めというやり方、これはやっぱり町村会として各町村の議会を軽視したやり方だというふうにしか思えません。そうした町村会のやり方に基づく資質というのは大津町としても、たとえこの臨時会の中で計っているという前提があったとしても、きちんと委員会なりを経た慎重な審議の上でなければならないと考えます。そうした意味で今回のこの50万円という支出を含む一般会計については残念ながら反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず議案第34号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に議案第35号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和4年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に議案第39号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に議案第40号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和4年第3回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後0時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年5月24日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 大塚 益 雄

大津町議会議員 三宮 美 香